

議 員 総 会 会 議 録

日時：平成25年6月28日（金）

場所：全員協議会室

午後 2時10分 開 会

○中村宗雄議長

ただいまより、議員総会を開会します。協議題1、新庁舎建設事業についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○藤本哲史副市長

まずは、このような議員総会を開催いただきまして、ありがとうございます。内容としましては、先の5月31日に開催いただきました議員総会におきまして、お手元の資料と同じ表題でございますが、新庁舎建設工事に係る請負業者の決定についてをご説明させていただきました。その時に説明いたしました内容の一部に訂正すべき点がございましたので、今日ここで訂正させていただきます。まことに申し訳ありませんでした。訂正すべき点をご説明させていただくとともに、本日はお手元にもご配布いたしましたので、新たに今後、工事の請負契約に至るまでのスケジュールにつきましてもお示しさせていただきましたので、内容についてご理解いただきたくご説明をさせていただきます。それでは、内容につきましては、総務部長から説明させていただきますので、お願いいたします。

○水野節総務部長

【資料に基づき説明】

○中村宗雄議長

説明は終わりました。この件につきまして、何かご質問等はありませんか。

○中川健一議員

あまり気にしていたわけじゃないんですけど、手法を準用してというふうに変えた理由というのは、ちょっとよくわからないんですが、それでも法律上こういう、地方自治法にこういう問題があるからとか、いろいろな半田市の入札にこういうルールがあって、こういう言葉を使わないといけないとか、そういうことがあれば教えていただきたいです。

○山本卓美総務課長

今回、落札候補者の決定ということになりますと、地方自治法上では落札者の決定になります。というのは、契約の相手方の決定の仕方を、地方自治法の施行令で定められてまして、ここでいう落札候補者というのは、まだ契約の前の準備行為の段階のものを、随意契約という地方自治法の手法を使うというのは、正確には間違っているという形なので、現在落札候補者を決めます。その後にJVを結成していただきます。そうするとJVの、JVとしてと、半田市としてはじめて契約をする行為の根拠となるのが、随意契約ということになりますので、今はまだ準備行為の段階というので、随意契約という手法を使ったという表現にかえさせて頂きました。

○中川健一議員

確認ですが、J Vを結成した時点ではじめて随意契約になると。それはその前段階から準用したと、そういう理解でいいですね。

○中村宗雄議長

やろうとしていることは以前と変わらなかったんですが、表記の方法が正しくなかったと。その訂正ですので。その他よろしかったでしょうか。1点確認ですが、このままいきますと、我々は議案提出がされる7月31日までこれについての情報は一切ないというふうに考えればいいのか、途中でその結成状況や概況を議会の方にご報告いただけるのでしょうか。どのような状況なのでしょうか。

○山本卓美総務課長

基本的にはJ Vの協定書が提出されるまでは、私どももJ Vの結成の動きというのは把握ができませんので、現段階ではおっしゃる通り7月の26日までは、ご報告はすることはないと思っております。現段階で、落札候補者の決定の見積を徴収する期間になっております。見積が提出されまして、予定価格の範囲内であって、落札候補者が決定した時点ではその業者名をご報告させていただきます。

○中村宗雄議長

わかりました。それはだいたい見積提出後ですので、7月6日よりあとの段階でそのようなご報告をいただけるということではよろしかったでしょうか。

○山本卓美総務課長

その予定です。

○中村宗雄議長

その他よろしかったでしょうか。

○新美保博議員

7月6日に見積書の提出期限があって、ここで落札候補者が決定するということですね。それから地元の建設業者のJ Vを3週間程度かけて、ここから見積書の徴収通知というのがあって、これはJ Vとしての見積書を出すということ。だとすると、7月6日に出された見積書と、7月27日に出されるものは、若干金額に差があるという理解でいいですか。

○山本卓美総務課長

基本的には同じ額のものが出てくるものと考えております。と申しますのは、この落札候補者が出した見積書の額というのを前提にJ Vの結成をしにいくわけです。したがって、その額でできる地元企業とJ Vを組んできますので、それを組んだ後に出される見積も、同額となるということで考えております。

○新美保博議員

おそらくそうであろうと思うんですよ。例えばJ Vを結成する3週間の間に手出したものを上げてくれなんていう話にはならないと思うので、きっとそうだと思うんですけど、であるなら、この見積徴収の7月27日からの10日間、この期間は、7月6日に金額が決まるじゃないですか。これを前提にスタートするのであれば、ここから3週間じゃなくて、もう少し時間取って、例えば地元との協議が3週間で切るんじゃないくて、それプラス10日間あると。この中で決まればいい話でしょ。だからあえてこの3週間で金額決

めという、あんたのどこいいか、いいよという、これが3週間で決める。これと同じような10日間をとるわけであるなら、この金額はもう提示されるわけでしょ。だから、これでJV組みませんかという話を3週間ではなく4週間取れば、正確に言えば、3週間プラス10日間あるわけだから、その方がやり方としてはいいんじゃないのかなと思うんだけど。

○山本卓美総務課長

なるべく地元とのJVの交渉期間を長くとりたいというのは考えておりますが、この後半の見積期間10日間というのは、地方自治法で最低10日間というふうに決められておりますので、これは10日間を確保する必要があるかと思います。ただし、これは10日間と決めておりましても、額は決まっていると言っても過言ではありませんので、はやく出てくるということなんですが、ただそれを根拠に3週間を伸ばすということは、地方自治法違反になってしまうので、それはちょっとできないということでご理解いただきたいと思います。

○中村宗雄議長

その他ございませんでしょうか。

【発言する者なし】

ないようですので、協議題1を終わります。協議題2、その他を議題としますが、個の
際ですので、何かございませんか。

【「なし」という声あり】

ないようですので、これをもちまして議員総会を閉会します。

午後 2時21分 閉会